

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月6日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 節也
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 高橋 功
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467(79)7027(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 高橋 功
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 277,680,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,136,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成24年12月6日開催の取締役会決議によります。
 2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,136,000株	277,680,000 (131,560,000)	138,840,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	2,136,000株	277,680,000 (131,560,000)	138,840,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額のうち131,560,000円を金銭による払込みの方法で行い、146,120,000円を金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による方法で割り当てます。金銭による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の（）内に記載しております。
 2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する 資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は138,840,000円であります。
 3. 金銭以外に出資の目的とする財産の内容
 割当予定先のうち、次に掲げる者が当社に対してそれぞれ有する金銭債権の元本額のうち、各欄に定める金銭債権の額。なお、当社は、次に掲げる者との間で、本株式の募集に係る金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件として当初契約における弁済期日を本株式の払込期日である平成25年1月30日とする旨の変更契約を締結しております。また、次に掲げる者が有する金銭債権の元本額と現物出資の額との差額については、金銭にて返済いたします。

割当予定先 （債権者）の 氏名	借入日	当初契約における 弁済期日	借入金額	利率	現物出資による給 付額及び割当株式 数
Marilyn Tang	平成24年11月7日	平成25年5月5日	20,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 19,890,000円（同人 に対する割当株式数 769,000株のうち 153,000株相当分）。
島貫 宏昌	平成24年10月18日	平成25年4月17日	40,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 39,910,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。
新井 紀之	平成24年9月27日	平成25年3月22日	17,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 16,900,000円（同人 に対する割当株式数 169,000株のうち 130,000株相当分）。
久保田 定	平成24年10月10日	平成25年4月9日	20,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 19,890,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。
藤島 好治	平成24年11月5日	平成25年5月3日	20,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 19,890,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。
大武 浩幸	平成24年10月16日	平成25年4月15日	10,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 9,880,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。
安井 健一	平成24年9月26日	平成25年3月22日	10,000,000円	3.5%	左記借入金額のうち 9,880,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。
一言 伊左夫	平成24年10月15日	平成25年4月12日	9,999,160円	3.5%	左記借入金額のうち 9,880,000円（同人 に対する割当株式数 の全て）。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
130	65	1,000株	平成25年1月25日(金) から同30日(水)	-	平成25年1月30日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 金銭による出資の申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとします。
4. 金銭以外の財産の現物出資による申込みの方法は、総数引受契約を締結することとし、デット・エクイティ・スワップによる払込の方法によります。現物出資の目的とされた当社に対する本金債権146,999,160円のうち、146,120,000円は、申込に係る株式の払込みに充当されて消滅します。
5. 上記株式の割当予定先から払込期日までに申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大和支店	神奈川県大和市大和南一丁目2番15号

- (注) 金銭以外の財産を出資の目的とする場合は、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
131,560,000	11,000,000	120,560,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税が含まれております。
2. 発行諸費用の内訳は、概算で割当候補先紹介料4,300,000円、弁護士費用3,150,000円、登録免許税1,000,000円、外部属性調査費用1,000,000円、その他費用(株主総会開催費用、翻訳費用、電子公告費用等)1,550,000円からなり、11,000,000円を予定しております。なお、弁護士費用、及び割当予定先が本株式及び本新株予約権(平成24年12月6日開催の取締役会において本株式の発行と共に決議された第三者割当による新株予約権の発行によるもの、以下同じ。)で共通の者に対する調査費用等については、費用を等分して計上しております。

(2) 【手取金の使途】

本株式の発行による調達のうち、146,120,000円は、本株式の割当予定先が当社に対して保有する金銭債権を現物出資するものであるため、手取額はありません。金銭の出資により調達する払込金額の総額から発行諸費用を控除した差引手取額120,560,000円の使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
太陽光発電所事業の投資資金(注1, 2)	120,560,000円	平成25年1月から 平成25年3月まで

(注1) 平成24年9月9日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、太陽光発電所の用地を確保しました。また、平成24年9月25日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成24年9月25日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社GPエナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。当該調達資金は、当社から株式会社GPエナジーに対して貸付けまたは出資を行うことにより資金拠出し、同社の行う山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金に充当します。株式会社GPエナジーは、当社が本株式の払込価額に係る手取金額120,560,000円、本新株予約権払込価額に係る手取金額35,387,000円及び本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の合計額262,500,000円を、次のように投資を行う予定であります。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でしたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。また、当社が下記(注2)の割当予定先から借り入れた金銭については、平成24年11月30日現在で、56,000,000円を株式会社GPエナジーに対し貸付けにより拠出し、同社は、土木・工事代金54,000,000円に充当しております。

投資内容	金額
モジュール・架台代金	160,000,000円
電気設備	62,500,000円
工事代金	15,000,000円
その他経費	25,000,000円
合計	262,500,000円

(注2) 本株式の発行による調達のうち、146,120,000円は、本株式の割当予定先が当社に対して有する貸付債権元本を現物出資するものであります。当該金銭債権は、当社が、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金として借入れを行ったものに係る債権であり、その借入日、当初契約における弁済期日、借入金額、利率は以下のとおりです。なお、当社は、次に掲げる者との間で、本株式の募集に係る金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件として当初契約における弁済期日を本株式の払込期日である平成25年1月30日とする旨の変更契約を締結しております。

割当予定先（債権者）の氏名	借入日	当初契約における 弁済期日	借入金額	利率	資金使途
Marilyn Tang	平成24年11月 7日	平成25年 5月 5日	20,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
島貫 宏昌	平成24年10月18日	平成25年 4月17日	40,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
新井 紀之	平成24年 9月27日	平成25年 3月22日	17,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
久保田 定	平成24年10月10日	平成25年 4月 9日	20,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
藤島 好治	平成24年11月 5日	平成25年 5月 3日	20,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
大武 浩幸	平成24年10月16日	平成25年 4月15日	10,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
安井 健一	平成24年 9月26日	平成25年 3月22日	10,000,000円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金
一言 伊左夫	平成24年10月15日	平成25年 4月12日	9,999,160円	3.5%	太陽光発電 所事業の投資 資金

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成24年12月6日開催の取締役会にて、本株式の発行とともに、第三者割当の方法による本新株予約権（以下、本株式及び本新株予約権を合わせて「本第三者割当」といいます。）の発行を決議しております。

本新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

本新株予約権

(1) 新株予約権の総数	4,843個
(2) 新株予約権の目的となる新株の種類及び数	当社普通株式4,843,000株（1個当たり1,000株）
(3) 発行価額の総額	43,587,000円（1個当たり9,000円）
(4) 新株予約権の割当日	平成25年1月30日
(5) 払込期日	平成25年1月30日
(6) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額	726,450,000円（1株当たり150円）
(7) 新株予約権の行使期間	平成25年1月30日から平成27年1月29日（但し、平成27年1月29日が銀行営業日ではない場合にはその前銀行営業日）まで
(8) 割当予定先	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Marilyn Tang 2,000個 PERMAN YADI 2,000個 島貫 宏昌 266個 久保田 定 133個 藤島 好治 133個 新井 紀之 113個 大武 浩幸 66個 安井 健一 66個 一言 伊左夫 66個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	Marilyn Tang
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：Timesquare Ventures Pte. Ltd. Director 所在地：165, Bukit Merah Central, #08-2683, Singapore 150165 事業の内容：コンサルタント業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年11月2日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	島貫 宏昌
	住所	東京都港区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社アカウントホールディングス 代表取締役 所在地：東京都品川区上大崎三丁目4番1号 事業の内容：経営コンサルタント業、事務処理代行業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月18日付で金40,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	新井 紀之
	住所	埼玉県鴻巣市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社アサヒコミュニケーションズ 取締役 所在地：埼玉県鴻巣市本町四丁目3番23号 事業の内容：印刷製本加工業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年9月27日付で金17,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	久保田 定
	住所	宮城県仙台市青葉区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社久保田本店 代表取締役 所在地：宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番33号 事業の内容：不動産賃貸業、不動産売買仲介業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月10日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れています。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	藤島 好治
	住所	福岡県福岡市博多区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：有限会社藤島興産 取締役 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号 事業の内容：貸事務所、賃貸マンション、不動産管理業等
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年11月5日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	小泉 洋子
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	該当事項はありません。
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	PERMAN YADI
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：SMM Group Pte.Ltd. Director 所在地：24 Raffles Place #26-01B Clifford Centre Singapore 048621 事業の内容：投資業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	大武 浩幸
	住所	東京都杉並区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：リーテイルブランディング株式会社 取締役 所在地：東京都港区北青山二丁目12番16号 事業の内容：不動産の売買及び賃貸の仲介・管理、鑑定ならびに建築物の設計、施工、管理、請負等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月16日付で金10,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	安井 健一
	住所	静岡県周智郡
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社八幡屋茶舗 代表取締役 所在地：静岡県周智郡森町天宮581-1 事業の内容：茶の製造、加工及び販売等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年9月26日付で金10,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	一言 伊左夫
	住所	静岡県島田市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：カネイー言製茶株式会社 代表取締役社長 所在地：静岡県島田市道悦1丁目1番9号 事業の内容：茶の再製加工、卸及び販売等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月15日付で金9,999,160円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入しております。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	田邊 俊
	住所	埼玉県さいたま市中央区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：有限会社総合ゆうび 代表取締役 所在地：埼玉県さいたま市中央区円阿弥二丁目6番36号 事業の内容：印刷業、印刷の版下、デザイン制作等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	新井 正敏
	住所	埼玉県鴻巣市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社アサヒコミュニケーションズ 代表取締役 所在地：埼玉県鴻巣市本町四丁目3番23号 事業の内容：印刷製本加工業等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成20年3月期から5期間連続して財政状態が悪化している現在の厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、太陽光発電所事業への投資を行い、当社の収益拡大を目指し、かつ財務体質の改善、経営基盤の強化、将来的な収益源泉の確保を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。

これらを実施していくために、当社が太陽光発電所事業への投資を進める経営方針等を理解していただける候補先として、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏（藤島好治氏は有限会社藤島興産の取締役であり、同社は福永節也が代表取締役である株式会社ジャパンゴールドを介しての知人であります。同社の代表取締役である藤島健一氏にご子息である藤島好治氏を福永節也へ紹介いただきました。）と平成24年9月24日より面談し、当社の代表取締役である榊澤徹の知人であるMarilyn Tang氏（榊澤徹とは、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。）、PERMAN YADI氏（榊澤徹とは、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）及び一言伊左夫氏（榊澤徹とは、過去においてH S B C銀行においてH S B C銀行関係者から紹介された者であります。）と平成24年8月23日より面談しました。また、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結した株式会社アースリンク（住所：東京都中央区、代表者：三原浩、主たる業務：企業の合併、技術、販売等の提携に関する仲介斡旋及びそのコンサルティング）を介して金銭的に余裕があり、かつ属性上の問題がない割当候補先を紹介いただくよう要請し、当社の経営方針にご賛同いただける方として、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、田邊俊氏及び新井正敏氏を平成24年8月14日より順次紹介いただきました。

なお、株式会社アースリンクは割当候補先である一言伊左夫氏から平成24年7月30日に当社代表取締役である榊澤徹が紹介を受け、一言伊左夫氏の紹介でもあったことから当社とは平成24年8月上旬から交渉を行い、実際に割当候補先を紹介され、平成24年10月19日付の属性調査報告書によれば反社会的勢力との関係もないものと判断されることから、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結しております。また、アドバイザー契約の締結日が実際に割当候補先の紹介日より遅れた理由は、株式会社アースリンクによる割当候補先の紹介実績を確認するためであり、かつ、当社としてエクイティファイナンスの実現可能性が高まった段階でアドバイザー契約を締結したためであります。

上記のように割当候補先の紹介を受け、当社は、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、資金が必要となることから借入での資金拠出をMarilyn Tang氏、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、大武浩幸氏、安井健一氏及び一言

伊左夫氏に対してお願いし、かつ当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成24年11月7日付でMarilyn Tang氏より20,000,000円、平成24年10月18日付で島貫宏昌氏より40,000,000円、平成24年10月10日付で久保田定氏より20,000,000円、平成24年11月5日付で藤島好治氏より20,000,000円、平成24年9月27日付で新井紀之氏より17,000,000円、平成24年10月16日付で大武浩幸氏より10,000,000円、平成24年9月26日付で安井健一氏より10,000,000円、平成24年10月15日付で一言伊左夫氏より9,999,160円を山口県下関市の太陽光発電所事業への投資資金として借入れを行いました。

なお、本株式の発行につき割当候補先が応諾した経緯は、次のとおりです。本株式の発行につき、割当候補先と協議した内容として、デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資がありますが、デット・エクイティ・スワップにつきましては、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いしたものであります。また、金銭出資につきましては、デット・エクイティ・スワップの借入の目途がついたので、当社としては、山口県下関市のメガソーラー発電所にかかるデット・エクイティ・スワップ以外の投資資金をお願いしたものであります。

イ. Marilyn Tang氏について

Marilyn Tang氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年8月23日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

本株式の金銭出資につきましては、それでもなお、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資計画、デット・エクイティ・スワップに伴う借入だけでは資金が不足してしまう可能性があることを説明し、そのため本株式の発行の可能性のあることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

ロ. 島貫宏昌氏について

島貫宏昌氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年8月14日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

ハ. 新井紀之氏について

新井紀之氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、割当候補先である新井正敏氏のご子息であります。平成24年8月16日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

本株式の金銭出資につきましては、それでもなお、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資計画、デット・エクイティ・スワップに伴う借入だけでは資金が不足してしまう可能性があることを説明し、そのため本株式の発行の可能性のあることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

ニ. 久保田定氏について

久保田定氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年9月20日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

ホ. 藤島好治氏について

藤島好治氏につきましては、当社代表取締役社長の福永節也の知人であり、平成24年9月24日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役社長の福永節也が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。なお、当該借入金額は藤島好治氏の実父である藤島健一氏から金銭消費貸借契約に基づき20,000,000円の借入を行っている旨の確認をしております。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、

デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

へ.小泉洋子氏について

小泉洋子氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年10月18日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

なお、同氏につき上記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の職業の内容につき該当事項はありませんが、当社との面談等を踏まえ、金銭的余裕のある者であり割当候補先として問題ないと判断しております。

ト.Perman YADI氏について

PERMAN YADI氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年8月23日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

チ.大武浩幸氏について

大武浩幸氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年9月26日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入にに応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

リ.安井健一氏について

安井健一氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年8月16日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入にに応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、安井健一氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

ヌ.一言伊左夫氏について

一言伊左夫氏につきましては、当社代表取締役の榊澤徹の知人であり、平成24年9月29日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入にに応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

ル.田邊俊氏について

田邊俊氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年10月18日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

ヲ.新井正敏氏について

新井正敏氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、割当候補先である新井紀之氏の実父であります。平成24年10月18日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の榊澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明し、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

d. 割り当てようとする株式の数等

氏名	株式数	内 訳			
		現物出資		金銭出資	
		株式数	給付の額	株式数	払込金額
Marilyn Tang	769,000株	153,000株	19,890,000円	616,000株	80,080,000円
島貫 宏昌	307,000株	307,000株	39,910,000円	-	-
新井 紀之	169,000株	130,000株	16,900,000円	39,000株	5,070,000円
久保田 定	153,000株	153,000株	19,890,000円	-	-
藤島 好治	153,000株	153,000株	19,890,000円	-	-
小泉 洋子	153,000株	-	-	153,000株	19,890,000円
PERMAN YADI	90,000株	-	-	90,000株	11,700,000円
大武 浩幸	76,000株	76,000株	9,880,000円	-	-
安井 健一	76,000株	76,000株	9,880,000円	-	-
一言 伊左 夫	76,000株	76,000株	9,880,000円	-	-
田邊 俊	76,000株	-	-	76,000株	9,880,000円
新井 正敏	38,000株	-	-	38,000株	4,940,000円
合計	2,136,000株	1,124,000株	146,120,000円	1,012,000株	131,560,000円

e. 株式等の保有方針

本株式の各割当予定先からは、本第三者割当により取得した新株式については有利発行ではあるものの概ね2年以上の長期保有目的を前提とする旨の表明を書面により頂いております。

なお、当社は、各割当予定先との間において、本第三者割当により発行される新株式を2年以内において、その全部または一部を第三者に譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けたものの氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡方針等を当社に書面にて報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を取り交わしております。

また、当社は割当予定先より本株式につき、原則、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、以下のとおり、本第三者割当による本株式の発行の払込を行うことが可能であり、資金またはそれに順ずる資産を保有している旨を表明した書面を各氏より受領しております。

島貫宏昌氏、久保田定氏、藤島好治氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏の各氏に対して発行する本株式合計の841,000株につきましては、デット・エクイティ・スワップの手法を採用するため、金銭の払込みはありません。また、Marilyn Tang氏及び新井紀之氏については、デット・エクイティ・スワップによる払込みと金銭による追加の払込みがあり、小泉洋子氏、PERMAN YADI氏、田邊俊氏、新井正敏氏につきましては、金銭による払込みがあります。

本株式の発行に係る払込額につき、以下の内容を確認いたしました。

- イ. Marilyn Tang氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、同氏への割当株式数のうち金銭による払込みがなされる株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。
- ロ. 新井紀之氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式等であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額が同氏への割当株式数のうち金銭による払込みがなされる株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。
- ハ. 小泉洋子氏につきましては、証券会社の預り資産明細及び銀行口座の預金通帳の写しを取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式等であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額並びに銀行口座残高の合計額が株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。また、当社との面談等を踏まえ、上記証券会社の預り資産明細の他にも投資事業組合への出資等の金融資産等を確認しており、金銭的余裕のある者と認識し、払込に問題はないと当社は認識しております。
- ニ. PERMAN YADI氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。
- ホ. 田邊俊氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式等であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額が株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。
- ヘ. 新井正敏氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。
- 当該デット・エクイティ・スワップによる本株式の発行において、各割当予定先が金銭以外に出資の目的とする財産の内容は以下のとおりであります。

(各割当予定先の金銭債権の内容)

Marilyn Tang氏

元 本：20,000,000円

借 入 日：平成24年11月 7日

返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

島貫 宏昌氏

元 本：40,000,000円
借 入 日：平成24年10月18日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

新井 紀之氏

元 本：17,000,000円
借 入 日：平成24年 9月27日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

久保田 定氏

元 本：20,000,000円
借 入 日：平成24年10月10日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

藤島 好治氏

元 本：20,000,000円
借 入 日：平成24年11月 5日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

大武 浩幸氏

元 本：10,000,000円
借 入 日：平成24年10月16日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

安井 健一氏

元 本：10,000,000円
借 入 日：平成24年 9月26日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

一言 伊左夫氏

元 本：9,999,160円
借 入 日：平成24年10月15日
返済期日：平成25年 1月30日(金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの)
利率：3.5%

上記のとおり、各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先とともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先につきましては、反社会的勢力の関与等のリスクを排除し、割当予定先としての適切性を担保することにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすことを目的として、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏につきましては、アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザー・ファームであるCrossborder Pte Ltd(住所：50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。また、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏、田邊俊氏、新井正敏氏につきましては、株式会社JPリサーチ&コンサルティング(住所：東京都港区虎ノ門3-7-12 虎ノ門アネックス6階)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。なお、一部割当予定先の紹介者である株式会社アースリンク及び藤島好治氏の資金の借入先である実父の藤島健一氏につきましても調査を行い、同社または同氏、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情

報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

また、当社としましては、調査報告書受領後、各割当予定先から、当該各割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等について、反社会的勢力と関わりはないとの回答を得るとともに確認書を受領し、確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

当社は平成24年8月14日に島貴宏昌、平成24年8月16日に新井紀之氏及び安井健一氏、平成24年8月23日にMarilyn Tang氏及びPerman Yadi氏、平成24年9月20日に久保田定氏、平成24年9月24日に藤島好治氏、平成24年9月26日に大武浩幸氏、平成24年9月29日に一言伊左夫氏、平成24年10月18日に小泉洋子氏、田邊俊氏及び新井正敏氏とそれぞれ秘密保持契約を締結した上で、本株式の交渉を行なってまいりました。

当該交渉では、平成24年8月から10月中旬にかけて当社の株価が130円前後で推移していたこと、同年9月頃には同年8月の1ヵ月間の平均株価132円、同年10月頃には同年9月の1ヵ月間の平均株価132円であったことから、交渉時の時価として130円による払込金額で協議をしておりました。平成24年10月18日に本株式の割当候補先であり最後に交渉を行った小泉洋子氏、田邊俊氏及び新井正敏氏との交渉時点における同月17日における株価の終値は168円ではありますが、当社は、10月中旬より株価が上がっていったため、1ヵ月間の平均株価または3ヵ月間の平均株価にて時価での発行を想定しており、10月中旬以降の金銭出資による調達交渉時点につきましても、また10月中旬以降のデット・エクイティ・スワップを想定した借入の時点につきましても交渉時の時価として、1ヵ月間の平均株価または3ヵ月間の平均株価を想定し130円による払込金額での協議を続けておりました。

当社として、割当候補先との交渉が最終次第速やかに発行の決定を行うことを想定しておりましたが、当社としては太陽光事業に必要な資金を同一の機会に可能な限り資本で調達したいと考えており、また、平成24年9月9日に公表したとおり山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を取得し、また、平成24年11月27日に公表した長崎県五島市のメガソーラー発電所の用地獲得可能性があったことから、投資に必要な資金調達のため更に多額の資金を集めるべく動いております。

その動きの中で、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることからデット・エクイティ・スワップを想定した借入を行っており（当社としては、山口県下関市のメガソーラー発電所の土木・工事等の資金が早急に必要となることから、全ての割当予定先と借入を実施する際、130円による払込金額で協議をしておりました。）、当社が山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金の目的が立っていなかったため、発行の決定が出来ずに、新規割当候補先が現れない中、太陽光発電事業を行っている当社の株価が平成24年10月中旬より徐々に上昇してしまいました。

しかしながら、1株当たり130円で協議を重ねてきた割当候補先との間で、その70.76%割増しの株価である本株式にかかる取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去1ヶ月間の平均株価222円で、またその59.23%割増しの株価である本株式にかかる取締役会決議日の直前営業日（平成24年12月5日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である207円の発行価格で了解いただくことは、デット・エクイティ・スワップを想定した借入も行っており、難しい状況であります。

発行株価の交渉により了解を得られない場合は、本第三者割当の時点で資金調達を行うことが不可能となり、割当候補先からのデット・エクイティ・スワップにおける借入金を返済する必要が出てしまい、かつ山口県下関市の投資の中断も余儀なくされ、特に山口県下関市のメガソーラー発電所は既に建設が開始されているため支払いも発生し、当社の資金繰りが逼迫する結果となります。また、発行株価の交渉が長引けば山口県下関市の太陽光発電事業への投資開始時期である平成25年1月に資本性の資金調達が間に合わず、また、その後においても平成25年3月末までに太陽光発電事業に必要な投資を実行できなければ電力買取価格が低下する可能性が高く、計画どおり山口県下関市の太陽光発電事業を進められないおそれがあり、その結果、財務基盤の改善や金融機関の与信判断の向上も期待できないおそれもあります。

そのため、本株式の払込金額につきましては、平成24年12月6日開催の取締役会決議にあたり、本株式にかかる取締役会決議日の直前営業日（平成24年12月5日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である207円に対し、37.19%ディスカウントした130円（当社が平成24年8月頃から交渉を行っていた割当候補先と協議をしておりました同年8月1ヵ月間及び同年9月1ヵ月間の平均株価132円をベースにした株価）といたしました。なお、当社といたしましては、山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を既に取得していることから、当該投資に必要な資金調達をする必要があり、当該資金需要の観点から、デット・エクイティ・スワップ以外の金銭出資による割当候補先につきましても、当社は1株当たり130円による払込金額で協議を重ねてきておりましたため、金銭出資による割当候補先につきましても、払込金額を130円としました。

参考までに当該払込金額は、本株式にかかる取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価150円に対し、13.33%のディスカウント、過去3ヶ月間の平均株価178円に対し、26.96%のディスカウント、過去1ヶ月間の平均株価222円に対し、41.44%のディスカウントとなっております。

本新式の払込金額は、本株式にかかる取締役会決議日の前営業日の終値より10%以上のディスカウントとなっていることから、本株式の発行は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先に特に有利な払込金額に該当すると判断しております。

しかしながら、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について 新規事業（太陽光発電所事業）への投資」に記載のとおり、今後、当社グルー

ブとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について 財務体質の健全化」に記載のとおり財政状態を鑑みると、資本の充実及び投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることが必要であり、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況が続いております。そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

以上の理由により、本新株予約権と併せて、上記の発行条件により本株式を発行することは、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、発行条件は合理的であると考えております。

なお、本株式の発行は、会社法第199条第3項に規定される特に有利な払込金額であると判断されるとともに、本株式の発行は大規模な希薄化を生じることから、本株式の発行について既存株主の意思を確認するため、平成25年1月25日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式による新規発行株式数は、2,136,000株となり、発行済株式の総数である6,774,000株(議決権数6,568個)に対して31.54%の割合(議決権における割合32.52%)で希薄化が生じる見込みです。従って、本株式の発行による希薄化率は25%以上となることから、本株式の発行は大規模な第三者割当に該当することとなります。

なお、本株式と同日付をもって当社取締役会において決議された新株予約権の行使により交付される株式数4,843,000株(議決権4,843個)を合わせますと、現在の当社の発行済株式総数6,774,000株(議決権6,568個)に対して103.02%の割合(議決権における割合106.25%)で希薄化が生じます。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有権議決 権の割合
シービーエスジーバンク ジュリアスベアシンガ ポールブランチ	東京都品川区東品川2丁 目3番14号	1,437,000	21.87%	1,437,000	16.50%
Marilyn Tang	シンガポール国	-	-	769,000	8.83%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカ ウント クライアント	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	492,000	7.49%	492,000	5.65%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クラ イアント アカウント 69250601	東京都中央区月島4丁目 16-13	429,000	6.53%	429,000	4.92%
ビーエヌピーパリバウエ ルスマネージメントシン ガポールブランチ	東京都千代田区丸の内1 丁目9-1 グラントウ キョウノースタワー	349,000	5.31%	349,000	4.00%
エスアイエックス エスア イエス エルティデー	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	331,000	5.03%	331,000	3.80%
榭澤 徹	東京都目黒区	318,000	4.84%	318,000	3.65%
島貫 宏昌	東京都港区	-	-	307,000	3.52%
新井 紀之	埼玉県鴻巣市	-	-	169,000	1.94%
高木 勝義	東京都大田区	167,000	2.54%	167,000	1.91%
計	-	3,523,000	53.63%	4,768,000	54.77%

- (注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本株式に係る議決の数2,136個を加えて、算定しております。

(参考) 本株式が発行され、かつ、本新株予約権が全て行使された場合

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有権議決 権の割合
Marilyn Tang	シンガポール国	-	-	2,769,000	20.43%
PERMAN YADI	シンガポール国	-	-	2,090,000	15.42%
シービーエスジーバンク ジュリアスベアシンガポ ールランチ	東京都品川区東品川2丁 目3番14号	1,437,000	21.87%	1,437,000	10.60%
島貫 宏昌	東京都港区	-	-	573,000	4.22%
イーエフジー バンク アー ゲー ホンコン アカウント クライアント	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	492,000	7.49%	492,000	3.63%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライ アント アカウント 69250601	東京都中央区月島4丁目 16-13	429,000	6.53%	429,000	3.16%
ビーエヌピーパリバウエル スマネージメントシンガ ポールランチ	東京都千代田区丸の内1 丁目9-1 グラントウ キョウノースタワー	349,000	5.31%	349,000	2.57%
エスアイエツクス エスア イエス エルティデー	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	331,000	5.03%	331,000	2.44%
榭澤 徹	東京都目黒区	318,000	4.84%	318,000	2.34%
久保田 定	宮城県仙台市	-	-	286,000	2.11%
藤島 好治	福岡県博多市	-	-	286,000	2.11%
計	-	3,356,000	51.09%	9,360,000	69.09%

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について

当社は、下記 に記載のとおり新規事業（太陽光発電所事業）への投資並びに下記 に記載のとおり財務体質の健全化を目的として、下記 に記載の理由により第三者割当の方法により本株式及び本新株予約権を発行することとしました。

新規事業（太陽光発電所事業）への投資

当社は、平成22年10月15日付「組織の新設に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、太陽光エネルギー事業（太陽光システム販売事業及び太陽光発電所事業の総称をいいます。以下同じ。）へ進出することを目的として「太陽光エネルギー事業準備室」を設置し、太陽光発電モジュール及び発電システムにおける事業化の可能性につき、市場調査及びマーケティング活動に取り組んで参りました。また、平成23年6月29日付「新規事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、当社グループとして正式に太陽光システム販売事業の開始を決定しました。

現在、世界のエネルギー市場においては、温室効果ガスであるCO2の削減、将来的なエネルギー供給の安定化などの観点から、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大機運が高まってきております。中でも太陽光発電はこれらの問題解決の中心的なオプションの一つとして取り上げられ、各国競うように太陽光発電所の設置が進められております。特に我が国では、福島第一原子力発電所事故を経験したことにより、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務として叫ばれ、我が国の国会において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が平成24年7月1日に施行されました。

同法は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力）全量買取り制度を導入すること及び買取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されるものと考えております。

新規事業への投資については当社の計画のとおり事業遂行ができない場合には当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるものの、以上のような事業環境の変化を商機と捉え、当社は太陽光エネルギー事業を将来的には当社グループの中核とすべく、当該事業を推進して参りました。太陽光エネルギー事業につきましては、事業開始間もないことから、収益寄与は未だ限定的ですが、事業の拡大に向けて、次のとおり、社内の体制整備や営業活動を強化している状況にあります。

平成24年1月20日には、「太陽光エネルギー事業部「福岡営業所」開設に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、太陽光エネルギー需要が高い九州地域における当社太陽光エネルギー事業部の営業拠点を開設し、太陽光システム販売事業を推進して参りました。

また、平成24年6月28日付「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室の新設に関するお知らせ」にて、公表いたしましたように、当社グループでは太陽光エネルギー事業の新たな領域として太陽光発電所事業を推進するため、「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室」を開設いたしました（ソーラー発電所の中でも設置Kw数が1メガワット以上のものをメガソーラーと呼びますが、当社では、より規模の大きいソーラー発電所を運営することを目的として、準備室の名称を「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室」としています。）。

さらに、平成24年7月12日付「太陽光発電所（ソーラー発電所）事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、福岡県筑紫郡の「筑紫ヶ丘ゴルフクラブ」において、ソーラー発電所の建設を行い、また当社子会社の本社屋においても太陽光発電システムを設置し、太陽光発電所事業を推進しております。なお、筑紫ヶ丘ゴルフクラブは平成24年10月初旬に売電を開始し、当社子会社の本社屋は平成24年9月10日付で売電を開始いたしました。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第一段階として、平成24年9月9日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、山口県下関市でメガソーラー用地を確保し、現在はメガソーラー発電所の建設を行っております。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

（平成24年9月9日付で確保したメガソーラー用地の概要）

所在地	山口県下関市豊浦町大字川棚字石塔1480番14、1474番77
用途	メガソーラー発電所（面積：24,081.07㎡）
設置Kw数	1.3メガワット（1,300Kw）～1.5メガワット（1,500Kw）
現況	更地
賃借料の総額	20,000千円（5年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。）
賃借後取得価額	130,000千円（予定）
契約概要	5年間における土地賃借並びにその後の土地売買予約契約

平成24年9月25日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成24年9月25日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社GPエナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。なお、今後は、新たなソーラー発電所につきましても、太陽光発電所ごとに専門会社を設立し、土地の取得（または賃貸）から運営までを行う方針であります。太陽光発電所ごとに専門会社を設立する主な目的は、太陽光発電所事業を行う専門会社単位での金融機関からの借入による調達（プロジェクトファイナンス等）を行うためであります。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第二段階として、平成24年11月27日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市でメガソーラー用地を確保し、平成25年3月末までの売電価格での運用を目指して参ります。運用実施時期につきましては、本新株予約権の行使による時期（平成25年1月から平成27年1月までの投資案件の進捗に応じて）によります。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

（平成24年11月27日付で確保したメガソーラー用地の概要）

所在地	長崎県五島市浜町507番 他
用途	メガソーラー発電所（面積：23,936㎡）115円/㎡（年間）
設置Kw数	1.9メガワット（1,900Kw）
現況	更地
賃借料の総額	55,052千円（20年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。）
契約概要	20年間における土地賃貸借契約

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ20年間固定の価格で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待されております。

今後、当社グループとして本格的に太陽光発電事業への取り組みを加速し、収益事業として大きく拡大させることを念頭においております。本事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所への投資資金が必要であり、下記に記載のとおり当社の財政状態を鑑みると当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況（主な金融機関との交渉状況につきましては、平成25年3月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況（借入が確約されたものではありません。）と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。）であり、資本性の資金調達が必要であるとの判断に至りました。

このような中、当社が太陽光発電所事業への投資を進める経営方針等を理解していただける候補先として、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏（藤島好治氏は有限会社藤島興産の取締役であり、同社は福永節也が代表取締役である株式会社ジャパンゴールドを介しての知人であります。同社の代表取締役である藤島健一氏にご子息である藤島好治氏を福永節也へ紹介いただきました。）と平成24年9月24日より面談し、当社の代表取締役である榊澤徹の知人であるMarilyn Tang氏（榊澤徹とは、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。）、PERMAN YADI氏（榊澤徹とは、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）及び一言伊左夫氏（榊澤徹とは、過去においてH S B C銀行においてH S B C銀行関係者から紹介された者であります。）と平成24年8月23日より面談しました。また、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結した株式会社アースリンク（住所：東京都中央区、代表者：三原浩、主たる業務：企業の合併、技術、販売等の提携に関する仲介斡旋及びそのコンサルティング）を介して金銭的に余裕があり、かつ属性上の問題がない割当候補先を紹介いただくよう要請し、当社の経営方針にご賛同いただける方として、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、田邊俊氏及び新井正敏氏を平成24年8月14日より順次紹介いただきました。

なお、株式会社アースリンクは割当候補先である一言伊左夫氏から平成24年7月30日に当社代表取締役である榊澤徹が紹介を受け、一言伊左夫氏の紹介でもあったことから当社とは平成24年8月上旬から交渉を行い、実際に割当候補先を紹介され、平成24年10月19日付の属性調査報告書によれば反社会的勢力との関係もないものと判断されることから、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザー契約を締結しております。また、アドバイザー契約の締結日が実際に割当候補先の紹介日より遅れた理由は、株式会社アースリンクによる割当候補先の紹介実績を確認するためであり、かつ、当社としてエクイティファイナンスの実現可能性が高まった段階でアドバイザー契約を締結したためであります。

上記のように割当候補先の紹介を受け、当社は、上記に記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、資金が必要となることから借入での資金拠出をMarilyn Tang氏、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、大武浩幸氏、安井健一氏及び一言伊左夫氏に対してお願いし、かつ当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成24年11月7日付でMarilyn Tang氏より20,000,000円、平成24年10月18日付で島貫宏昌氏より40,000,000円、平成24年10月10日付で久保田定氏より20,000,000円、平成24年11月5日付で藤島好治氏より20,000,000円、平成24年9月27日付で新井紀之氏より17,000,000円、平成24年10月16日付で大武浩幸氏より10,000,000円、平成24年9月26日付で安井健一氏より10,000,000円、平成24年10月15日付で一言伊左夫氏より9,999,160円を山口県下関市の太陽光発電所事業への投資資金として借入れを行いました。

このような太陽光発電所事業への投資は当社グループの収益への貢献を期待できるものの、収益化には一定の時間が必要であること、下記に記載のとおり、当社の財政状態を鑑みると、借入という負債性資金のみによる投資資金の調達は、財務体質の健全化及び信用力の向上には必ずしもつながらないことから、投資資金を確保しつつ、財務体質を健全化して信用力を向上させ、金融機関の与信判断の好材料とするためには資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

そこで、当社は、これら割当候補先と株式及び新株予約権の引受けについて協議、交渉を進め、割当候補先との間で太陽光発電所事業への投資資金として借入れた資金の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、及びMarilyn Tang氏、新井紀之氏、小泉洋子氏、PERMAN YADI氏、田邊俊氏、新井正敏氏に対する金銭出資の合意を取り付けて、本日開催の取締役会において、本株式及び本新株予約権の発行を決議しました。

なお、当社は、太陽光発電事業につき、上記案件以外にも安定した収益が期待できる用地確保を交渉している案件を複数保有しており、交渉が具体化した場合には、今後は、新たな用地での発電所への投資を行うこととなります。今後の太陽光発電事業に関する当社の方針といたしましては、短期間でメガソーラー発電所を数件投資する予定であります。そのためにも、下記に記載の

とおり、財務体質の健全化が必要であり、財務体質の健全化に伴い、また具体的なメガソーラー発電所の実績を挙げることにより、金融機関の借入が可能となりましたら、金融機関からの借入による調達(プロジェクトファイナンス等)と併せまして新たな発電所に投資していく方針であります。

新規事業(太陽光発電所事業)へのリスクについて

当社はかねてより太陽光エネルギー事業分野への進出を調査・検討し、本格的に事業として開始いたしました。当初の計画どおり事業展開が進まなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

太陽光エネルギー事業については、国または地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光エネルギー事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光エネルギー事業の進捗に影響を与える可能性があります。

財務体質の健全化

当社グループは、平成20年3月期から平成24年3月期までの5期間連続で、連結及び単体で純損失を計上しており、その結果、5期間連続で連結及び単体純資産は減少し、平成24年3月期末における連結純資産は761百万円及び単体純資産は1,464百万円となり、当社グループは、平成25年3月期第2四半期においては、連結及び単体で純利益を計上する等して業績が回復して連結純資産は894百万円となっております。それでもなお、平成22年3月期末の連結純資産の1,162百万円の約76%に留まっており、厳しい財政状態にあります。このような財政状態にあるため、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況が続いております。主な金融機関との交渉状況につきましては、平成25年3月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況(借入が確約されたものではありません。)と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。

そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、上記に記載のとおり財政状態を鑑みると、資本の充実及び投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることが必要であり、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

a. 資金調達方法として本株式及び本新株予約権を選択した理由

資金調達の方法として、第三者割当のほか、公募増資、株主割当(ライツ・オフリング)という方法もありますが、公募増資や証券会社の引受けがなされるコミットメント型のライツ・オフリングにつきましては、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると証券会社の引受け自体が現実的ではなく、証券会社の引受けがなされないノンコミットメント型のライツ・オフリングにつきましては調達額が不確定あり、本第三者割当の調達規模の投資資金を確保できないおそれがある現実的ではないと考えられること、さらに、割当予定先が当社グループの経営方針及び事業方針に賛同頂いておりますので、第三者割当の方法によって本株式及び本新株予約権の発行を行うことが適切であると判断し、選択いたしました。

また、本株式の発行に加えて、本新株予約権の発行することとした理由は、本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額106,553,000円の金額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。その他の長崎県五島市のメガソーラー発電所(予定投資金額570,000,000円)につきましては、当社の太陽光発電所事業の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであり、また当社の株式の希薄化を抑えられることもあり、割当予定先との協議の中で選択したものであります。

b. 本株式及び本新株予約権を併せて発行する理由

上記「4 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおり、本株式と本新株予約権を併せて発行することにより、当社としては、払込期日において、本株式の払込金額と本新株予約権の払込金額の合計額を一定の資金として確保しつつ、また、当社グループとして太陽光発電所事業の事業規模の拡大とそれに伴う当社グループの経営状態及び財政状態の向上、ひいては当社グループの企業価値を向上させることによって割当予定先からの本新株予約権の行使による追加的な資金調達を期待することができ、株式のみで一回に資金調達をする場合に比べて発行済株式総数の増加を抑制できるものと考えております。割当予定先としては、当社の太陽光発電所事業の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであります。

c. 本株式及び本新株予約権の発行バランス

本株式と本新株予約権の行使による株式の発行株数の比率は、約1対2.2となっております。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年3月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額だけでなく本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年3月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。また、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち570,000,000円につきましては、投資の実施（資金需要）に応じて長崎県五島市のメガソーラー発電所に投資をしていく予定であります。

そのため、当社といたしましては株式数の観点からの発行バランスは悪い状況ではあるものの、資金確保性及び資金需要の観点からの発行バランスは適切であると考えております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月6日）までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成24年12月6日）現在においてもその判断に変更はありません。

当社の経営成績、株価及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

4 事業等のリスク

(1)～(5)、(7)、(8)略

(6) 新規事業投資に伴うリスク

当社はかねてより太陽光エネルギー事業分野への進出を調査・検討し、本格的に事業として開始いたしました。当初の計画どおり事業展開が進まなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

太陽光エネルギー事業については、国または地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光エネルギー事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光エネルギー事業の進捗に影響を与える可能性があります。

（ 9 ）株式の希薄化について

本株式の発行される株式数は2,136,000株であり、平成24年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,774,000株（総議決権6,568個）に対する割合は31.53%（総議決権数に対する割合32.52%）となります。この結果、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本新株予約権4,843個の行使の目的となる株式数は4,843,000株であり、平成24年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,774,000株（総議決権6,568個）に対する割合は71.49%（総議決権数に対する割合73.73%）となります。本新株予約権が行使された場合には、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ 10 ）本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権において、株価の下落等の原因で本新株予約権が行使されず、当該行使による資金調達が出来ない場合、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

（ 11 ）本株式及び本新株予約権の失権について

当社は本株式及び本新株予約権の各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、これらの各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに現実性があると判断しておりますが、仮に本株式及び本新株予約権または本新株予約権において払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

（ 12 ）主要株主である筆頭株主の異動について

本新株予約権の行使の状況により、主要株主である筆頭株主の異動が生じ、当該筆頭株主による株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

2 . 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月6日）までの間において、以下の臨時報告書を開東財務局長に提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。提出日：平成24年6月29日）

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年6月28日
- (2) 当該決議事項の内容
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
取締役として、福永節也、榊澤 徹、山下正寛及び日下成人の4氏を選任する。
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、上野弘行氏を選任する。
- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決定事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （注）1	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	4,659	24	0	（注）2	（注）3 可決（99.49%）
第2号議案	4,652	30	1	（注）2	（注）3
福永節也	4,652	30	1		可決（99.34%）
榊澤 徹	4,651	31	1		可決（99.34%）
山下正寛	4,651	31	1		可決（99.32%）
日下成人					可決（99.32%）

第3号議案 上野弘行	4,653	30	0	(注)2	(注)3 可決(99.36%)
---------------	-------	----	---	------	--------------------

(注)1. 棄権数には無効を含みます。

2. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

また、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

主要株主の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告、提出日:平成24年10月16日)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなったもの

イーエフジーバンクアーゲーホンコンアカウントクライアント

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

		所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位
イーエフジー バンクアーゲー ホンコンア ccountクライアント	異動前 (平成24年3月31日現在)	817個 (817,000株)	12.43%	2位
	異動後 (平成24年9月30日現在)	492個 (492,000株)	7.49%	2位

(3) 異動確認年月日

平成24年10月15日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成24年9月30日現在の株主名簿を株主名簿管理人より受領したところ、主要株主の異動が判明いたしました。

本報告書提出日現在の資本金の額 1,101,628,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 6,774,000株

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数 6,568個

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告、提出日:平成24年12月3日(平成24年12月5日及び平成24年12月6日提出の記載事項の一部訂正による訂正臨時報告書を含んだ内容となっております。))

(1) 銘柄 株式会社多摩川ホールディングス 第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

(2) 新株予約権の内容

発行数

612個(新株予約権1個につき1,000株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式612,000株とし、下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、9,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・タス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

発行価額の総額

134,028千円

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式(内容は、完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は1,000株である。)とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式

の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金219円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成26年7月1日から平成28年1月16日までとする。

新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年3月期の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）における営業利益の金額が350百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする
- ロ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ 本新株予約権の相続による承継は認めない。
- ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- イ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の割当日

平成25年1月17日

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年1月17日

新株予約権の取得に関する事項

- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ロ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 に定める行使期間の末日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- チ その他新株予約権の行使の条件
上記 に準じて決定する。
- リ 新株予約権の取得事由及び条件
上記 に準じて決定する。
- ヌ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本 に準じて決定する。
- ル 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 366個(366,000株)
 当社従業員 6名 119個(119,000株)
 当社子会社取締役 2名 69個(69,000株)
 当社子会社従業員 8名 58個(58,000株)

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
株式会社多摩川電子 発行会社の完全子会社

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第44期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年7月3日 関東財務局に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月12日 関東財務局に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象には、当社の連結子会社株式会社多摩川電子が、平成24年4月24日にBLOOM GLORY INVEST LTD. から35,000千円、平成24年5月23日に株式会社日本政策金融公庫から設備資金として25,000千円、運転資金として45,000千円の計70,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、借入を実行した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社多摩川ホールディングスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制監査報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査は、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社多摩川ホールディングスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 優 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象には、平成24年10月5日にASSETRAISE CONSULTANTS LTD.と金銭消費貸借契約を締結し、平成24年10月9日に1億円の借入れを行った旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。